

実施管理手数料率

平成 14 年 6 月 1 日現在

著作権等管理事業法第 11 条、管理委託契約約款で定める管理手数料の実施料率は以下の通りとする。

利用許諾の区分	利用料率
レコードへの録音	5%
ビデオグラムへの録音	10%
インタラクティブ・ソフトへの録音	10%
映画への録音	10%
コマーシャル放送用録音	10%
インタラクティブ配信	10%
業務用通信カラオケ	10%
貸与	10%